

第1回 瀬戸市小中一貫校開校準備委員会

次第

平成29年6月29日（木）

午後3時から

瀬戸市文化センター22会議室

1 あいさつ

2 自己紹介

3 議事

(1) 瀬戸市小中一貫校開校準備委員会について

- | | |
|---------------|----------|
| 1) 設置要綱 | …資料番号1-1 |
| 2) 名簿（案） | …資料番号1-2 |
| 3) 位置づけ（イメージ） | …資料番号1-3 |
| 4) 傍聴要領 | …資料番号1-4 |
| 5) 本年度の進め方（案） | …資料番号1-5 |

(2) モデル地区における小中一貫校について

- | | |
|-----------------|----------|
| 1) 小中一貫校施設概要（案） | …資料番号2-1 |
| 2) 通学 | …資料番号2-2 |
| 3) 校名選定（案） | …資料番号2-3 |

(3) 小中一貫教育について

- | | |
|-----------------|----------|
| 1) 小中一貫教育カリキュラム | |
| 2) 小中一貫教育の推進 | …資料番号3-1 |

(4) Q&A について

…資料番号4-1

(5) その他

4 その他

瀬戸市小中一貫校開校準備委員会設置要綱

(目的)

第1条 本市のモデル地区における小中一貫校の開校に向けた準備を円滑に推進することを目的とし、瀬戸市小中一貫校開校準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 小中一貫校の開校に関する事
- (2) 小中一貫校における地域連携に関する事
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 関係連区自治会の代表者
- (4) 関係校の校長
- (5) 公民館協議会の関係者
- (6) PTA関係者
- (7) 教育長
- (8) 教育関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委員として委嘱した日から委嘱を解く日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合においては、必要に応じて補充することができる。

(組織)

第5条 委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が会議の議長となる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

5 委員会は、原則公開とする。

(作業部会)

第7条 委員会が必要とする調査及び研究事項については、別に作業部会を置くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、会議の協議結果を教育委員会に報告するものとする。

(報酬)

第9条 委員に対する報酬は、日額7,300円とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、瀬戸市教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

(瀬戸市小中一貫校施設整備委員会設置要綱の廃止)

2 瀬戸市小中一貫校施設整備委員会設置要綱は、廃止する。

瀬戸市小中一貫校開校準備委員会 名簿（案）

	氏名	所属及び役職	区分
委員長	木村 光伸	名古屋学院大学 常任理事 国際文化学部長 教授	学識
副委員長	鈴木 賢一	名古屋市立大学 芸術工学研究科 教授	学識
委員	鈴木 健二	愛知教育大学 教育実践研究科（教職大学院） 教授	学識
委員	横山 洋	瀬戸市小中学校PTA連絡協議会 会長	PTA
委員	田中 直美	瀬戸市小中学校PTA連絡協議会 母親代表部長	PTA
委員	水野 富士夫	祖東中学校 校長	学校
委員	右高 恭子	古瀬戸小学校 校長	学校
委員	矢野 桂子	元 瀬戸市教育アクションプラン推進会議委員、元 校長	教育
委員	寺田 和夫	瀬戸市自治連合会 会長 道泉連区自治連合会 会長	地元
委員	岡村 肇	深川連区自治会 会長	地元
委員	加藤 和久	古瀬戸自治連合会 会長	地元
委員	小澤 勝	東明連区自治連合会 会長	地元
委員	高島 知久	祖母懐連区自治会 会長	地元
委員	加藤 和守	瀬戸市公民館協議会 会長	地域
委員	深見 和博	瀬戸市教育委員会 教育長	市教委
委員	加藤 高明	瀬戸市教育委員会 委員	市教委
委員	西原 勇	教育サポートセンターセンター長	市教委

委員数17名（敬称略）

瀬戸市小中一貫校開校準備委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、瀬戸市小中一貫校開校準備委員会設置要綱に基づく、瀬戸市小中一貫校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることにより、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号）の趣旨に従い、委員会の活動を市民に説明する責務を全うし、もって委員会における議論・検討等を円滑に保つことを目的とする。

(傍聴の手続き)

第2条 何人も、委員長に申し出ることにより、委員会を傍聴することができる。

- 2 前項の申出は、書面により行うものとし、当該書面には傍聴を希望する者の氏名及び住所を記入しなければならない。
- 3 第1項の申出は、所定の場所において、委員会の開会予定時刻の1時間前から15分前までの間に行わなければならない。
- 4 委員長は傍聴を希望する者の数が定員を上回る場合は、抽選により傍聴者を決する。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は、12人とする。

- 2 委員長は、前項の規定にかかわらず、申出のあった報道関係者及び瀬戸市議会の議員の傍聴を認めることができる。

(傍聴者となることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、委員会の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者は、傍聴者となることができない。また、傍聴者のうち、これらに該当すると認められるものに対しては、委員長は、その者の退場を命じることができる。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、委員会を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- 1 委員会開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- 2 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- 3 携帯電話その他の無線機器の電源を切ることのほか、委員会の進行の為に必要な事項は委員長の指示に従うこと。
- 4 飲食又は喫煙を行わないこと。
- 5 委員長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

6 その他委員会の秩序を乱し、又は支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴者がこの要領の規定に違反していると認められる場合は、委員長は、その者に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、その者に対して会議場から退場することを命ずることができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り、定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年6月1日から施行する。

(瀬戸市小中一貫校施設整備委員会傍聴要領の廃止)

2 瀬戸市小中一貫校施設整備委員会傍聴要領は、廃止する。

瀬戸市小中一貫校開校準備委員会 本年度の進め方（案）

瀬戸市小中一貫校開校準備委員会は、本市のモデル地区における小中一貫校の開校に向けた準備を円滑に推進することを目的としています。小中一貫校に係る様々な情報を共有しながら、“地域連携”の視点から、地域とともにある学校づくりを目指した検討や協議を行います。

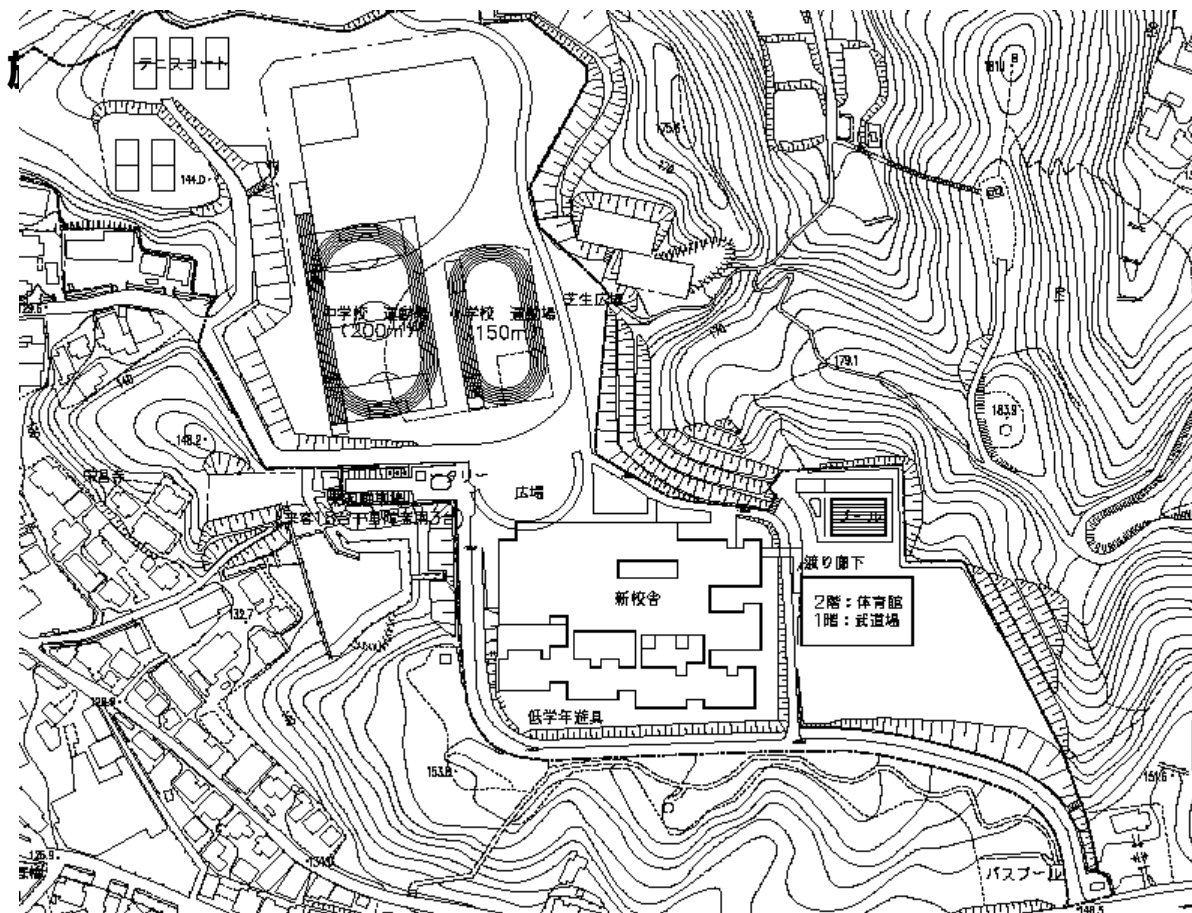
第1回目	第2回目（予定）	第3回目（予定）
日時：平成29年6月29日（木）午後3時から 場所：瀬戸市文化センター22会議室	日時：8月28日（月）午後3時から 場所：瀬戸市役所4階大会議室	日時：平成30年2月～3月頃 場所：未定
【内容】 ○小中一貫校開校準備委員会について <ul style="list-style-type: none"> ・設置要綱 ・名簿 ・位置づけ など ○モデル地区における小中一貫校について <ul style="list-style-type: none"> ・施設概要 ・通学 など ○小中一貫教育について <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育カリキュラム など 	【内容（予定）】 ○モデル地区における小中一貫校について <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計 ・通学 ・児童生徒見守りシステム など ○小中一貫教育について <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育カリキュラム（中間報告）など 	【内容（予定）】 ○モデル地区における小中一貫校について <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 ・通学 など ○小中一貫教育について <ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育カリキュラム など

☆小中一貫校施設概要案

※現段階のイメージ案であり、あくまでタタキ台です。



外観イメージ案



施設配置案

施設概要案

- ・ 教室数：普通教室 27、特別支援教室 4～6、各特別教室
- ・ 体育館：バスケットコート 2面＋観覧スペース
- ・ プール：25m×8コース＋低学年用
- ・ 武道場：屋内運動スペース兼用
- ・ 運動場：200mトラック＋150mトラック、野球場 2面
- ・ その他：モアスクール、地域交流スペース

モデル地区における小中一貫校への通学について

1 進め方

モデル地区における小中一貫校新設に伴う通学の安全確保については、最優先課題の1つであると認識しております。

これまで、通学域が広がることから、新設校から直線距離で1.5kmを超える町内在住の児童・生徒に対しては、路線バス等の公共交通やスクールバス等の新たな通学手段も検討していく考え方を説明してまいりましたが、これからは、右に掲載している検討フローに沿って、通学の安全確保に関する検討を深化させてまいりたいと考えております。

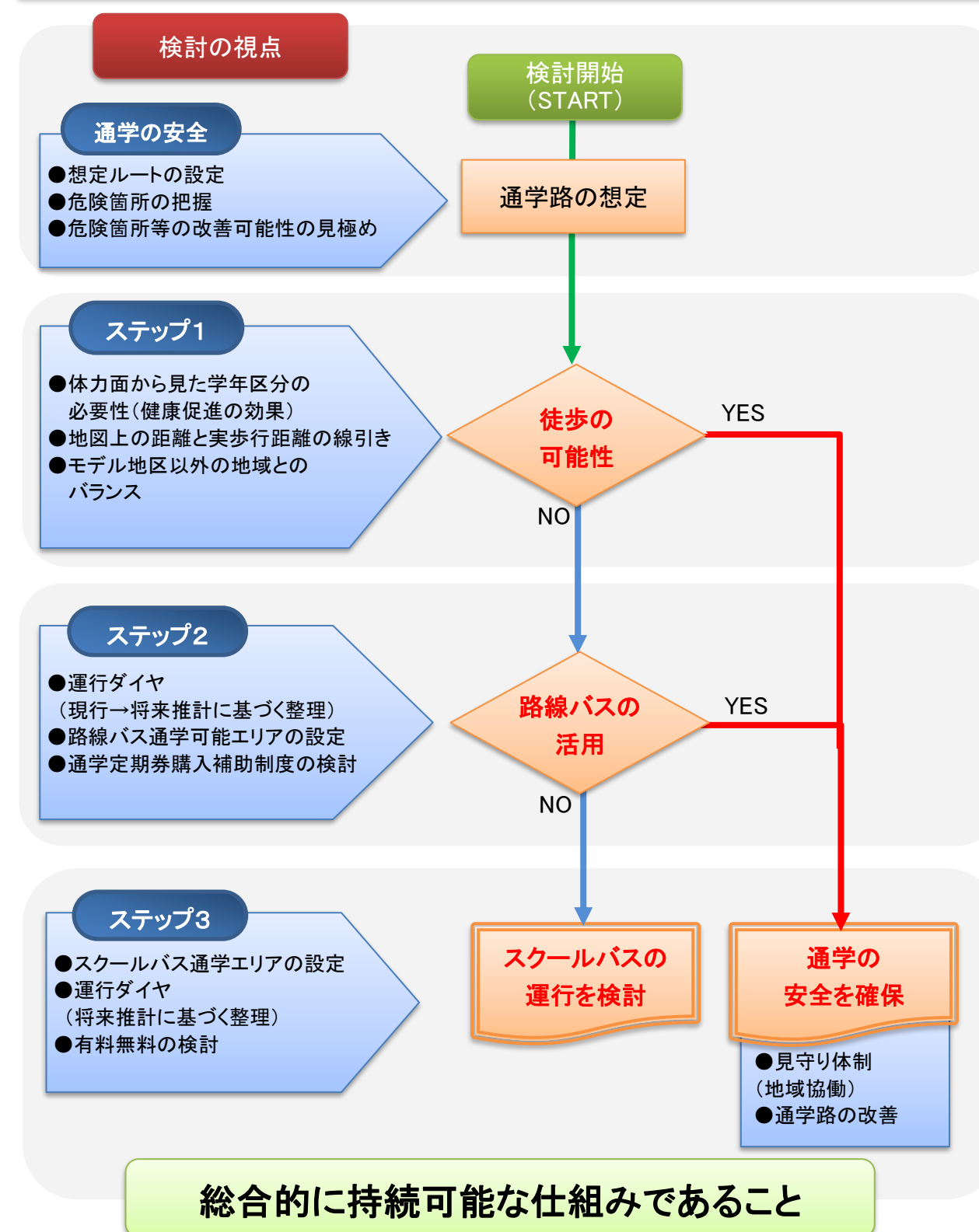
その第1段階として、本年夏休み期間に、国、愛知県、警察、学校、PTA、教育委員会等の関係者が連携して、新設校への新たな通学路の合同点検（通学路交通安全プログラム）を実施し、平成32年4月の開校までに、できる限りの安全確保対策を講じてまいります。

その後、下に掲載するスケジュールに沿って、平成29年度中に、対象地区のPTAの皆様をはじめ関係諸機関が集う検討会を開催し、通学路の安全確保や徒歩以外の通学手段の姿を明らかにし、その検討結果を、速やかにお知らせしてまいりたいと考えております。

2 スケジュール

年度	月	通学路	スクールバス
○ 平成29年度	6月	タタキ案地元提示	利用基準等 運行タタキ案地元提示
	7～8月	一貫校（想定）通学路安全点検	
	年度末	施工計画	関係者協議
○ 平成30年度	年度中	（仮称）モデル地区における通学の安全対策協議会	
		一部施工	関係者協議
	年度末	通学路案策定	運行計画策定
○ 平成31年度	年度中	（仮称）モデル地区における通学の安全対策協議会	
		施工	業務発注
○ 平成32年度	4月	運用開始	
	8月	一貫校通学路安全点検（以降3年ごと検証）	

モデル地区における小中一貫校の通学に関するフローチャート（案）



小中一貫校の校名選定について（案）

平成 32 年春に開校予定の小中一貫校に通学する児童生徒をはじめ、PTA や地域のみなさまに関心と愛着をもっていただくことなどを目的として、小中一貫校の校名を広く公募することとします。

応募方法など

市ホームページ、ハガキ、FAX などにより、新しい学校名やその由来など指定された事項をご記入いただき、ご応募いただきます。

応募資格

市内在住者及び在勤者

応募期間

1ヶ月程度（平成 29 年 10 月 1 日開始予定）

選定基準

新しい学校名の選定基準は、次のとおりです。

- ①分かりやすく、親しみやすい校名であること
- ②小中一貫校のコンセプトである「出会いと協働による新たな学び合いの創造～地域とともに歩む未来の学び舎～」に相応しい校名であること

なお、特定の企業、団体、宗教、政党などを連想させるものは、対象外となります。

選定方法

みなさまからご応募いただいた校名を参考にし、市長と瀬戸市教育委員会が選定します。応募された数の多い校名を選定するのではなく、選定基準を満たし、本市の小中一貫校の校名として最も相応しいものを選定します。

選定結果

後日、広報せとや市ホームページなどにより、お知らせします。なお、採用者には、記念品を贈呈します。

その他

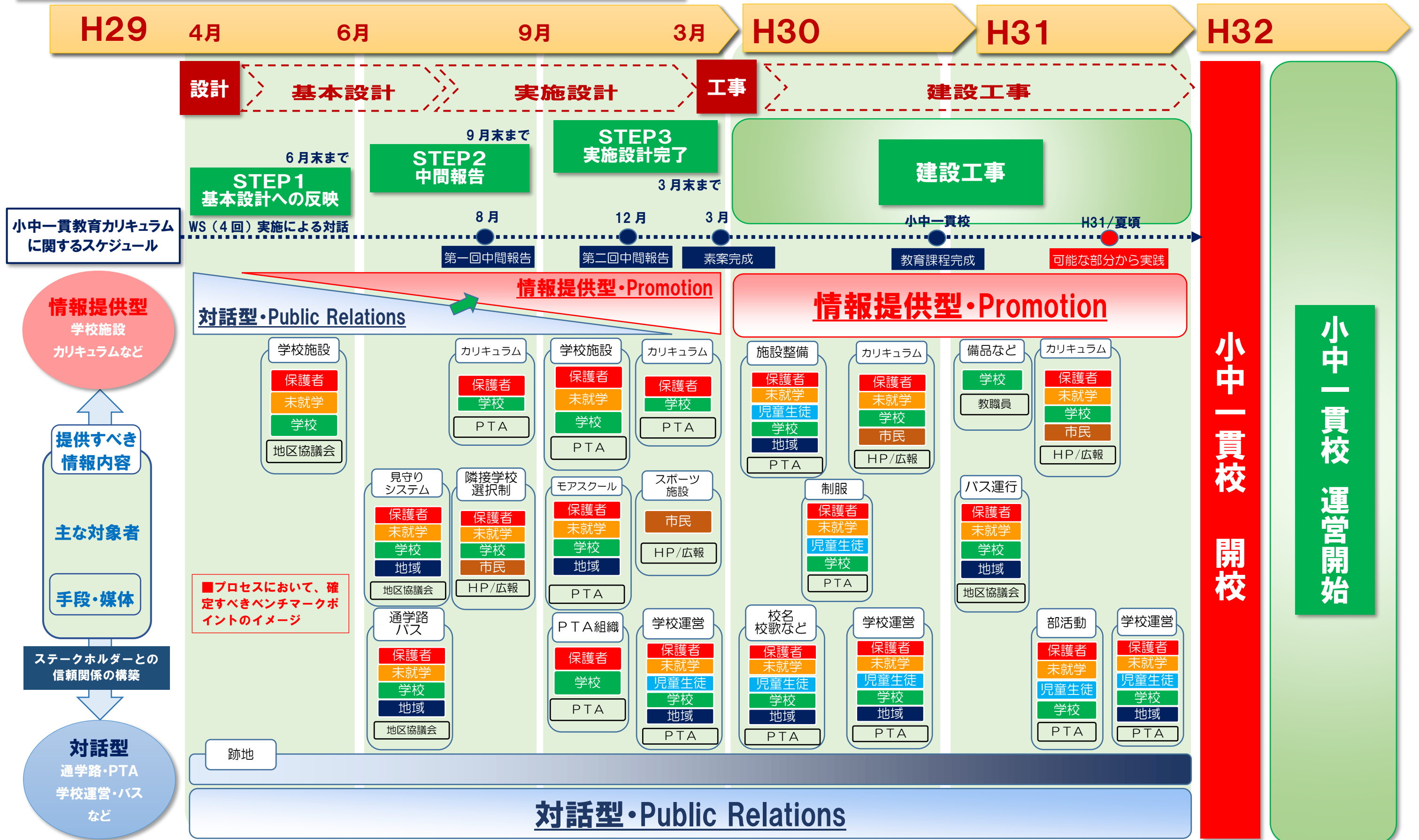
- ・応募作品（校名）に関する権利は、瀬戸市及び瀬戸市教育委員会に帰属します。
- ・応募いただいた住所、氏名などの個人情報、この目的以外に使用しません。
- ・応募用紙などの返却は行いません。
- ・応募者へ個別に結果通知などは行いません。

■お問い合わせ

瀬戸市教育委員会 事務局（瀬戸市役所 教育部 学校教育課 小中一貫校担当）
TEL:0561-88-2756 FAX:0561-88-2755 Eメール：kyoiku@city.seto.lg.jp

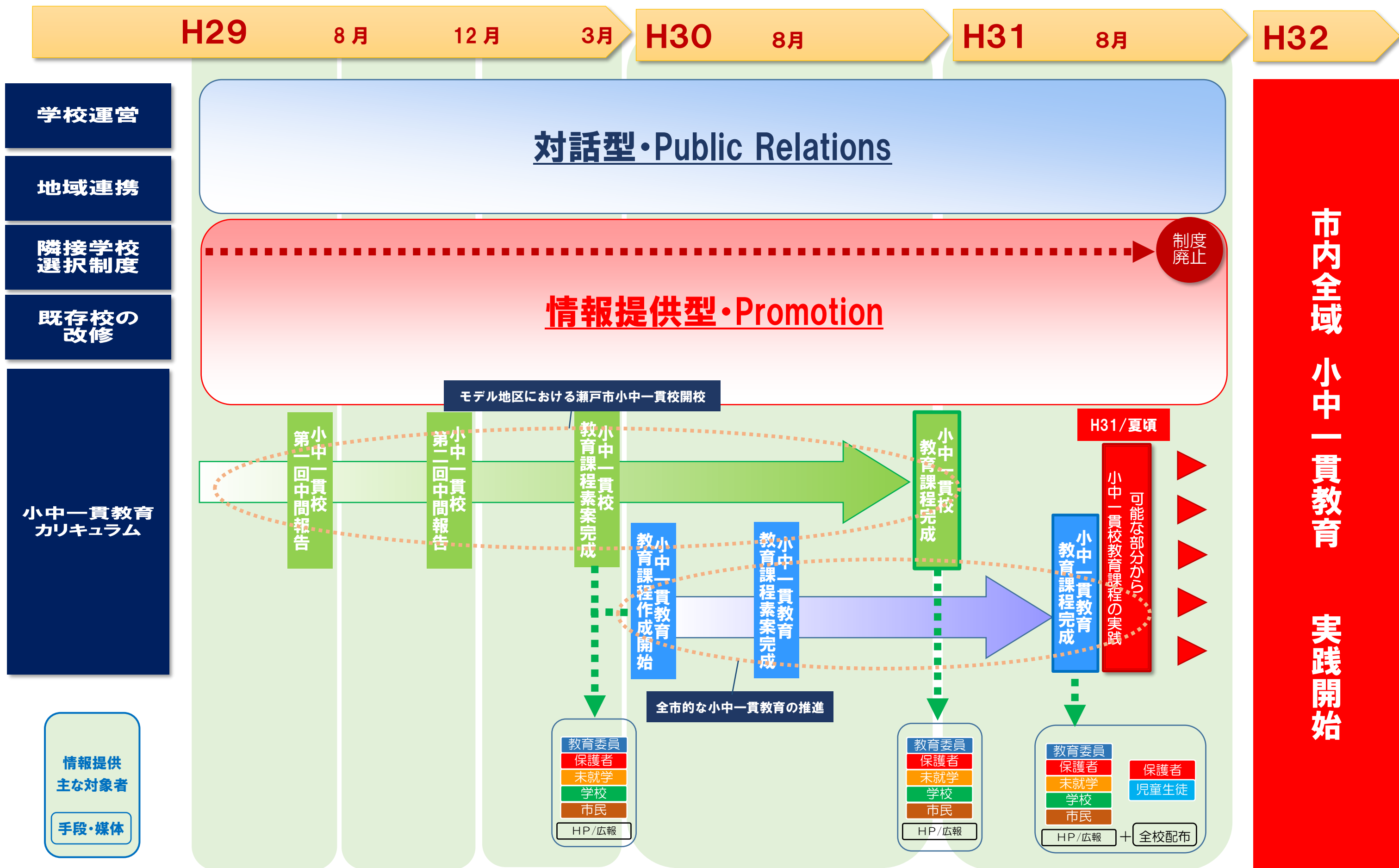
① モデル地区における小中一貫校

※ここで言う“カリキュラム”とは、愛日の教育課程を基に、系統性・連続性・横断性に配慮し、学校や地域の特色を生かした教育のことを指します。



② 全市的な小中一貫教育

※ここで言う“カリキュラム”とは、愛日の教育課程を基に、系統性・連続性・横断性に配慮し、学校や地域の特色を生かした教育のことを指します。



瀬戸市の適正規模・適正配置及び小中一貫校（一貫教育）Q&A

本市の適正規模・適正配置及び小中一貫校（小中一貫教育）に関して、これまでに開催した意見交換会やモデル地区の保護者を対象としたアンケート調査（平成 28 年 11 月実施）などで寄せられた主なご質問やご意見と、現時点におけるその回答をまとめました。ご参考にさせていただければ幸いです。

なお、今後も引き続き、保護者をはじめ、地域の方々、関係者との協議を重ね、詳細が決まったものについては、随時、回答を加筆・修正することがありますので、予めご承知おきください。

瀬戸市教育委員会



【Q&A 項目】

1	適正規模・適正配置	1
2	小中一貫教育	2
3	教育の質の向上	3
4	小中一貫校	3
5	立地	6
6	通学（スクールバス）	6
7	子どもたちや保護者への配慮	7
8	地域とともにある学校づくり	7
9	安心で安全な学校づくり	8
10	隣接学校選択制度	8
11	学校跡地利用	9
12	情報公開	9
13	今後の進め方	10



1 適正規模・適正配置

(Q) なぜ適正規模・適正配置を行うのか

(A) 本市では、第 2 次教育アクションプランの目指す子どもの姿として「自ら考え、学び、生き抜く力」を育むこととしています。そのためには、子どもたちは一定の集団の中で、多くの友だちや大人と接し、様々な体験をすることで、豊かな人間性を身につけるとともに、自主性や社会性を育む必要があると考えます。子どもたちの笑顔を増やし、子どもたちの未来に向けた“新しい瀬戸の教育”を創造していきます。

(Q) 小中学校の適正規模とはどの程度か

(A) 法令上、学校規模の標準は、小中学校ともに「12 学級以上 18 学級以下」とされています。ただし、「地域の実態その他により特別な事情があるときは、この限りではない。」とされており、本市におきましても、地理的条件や地域の状況などを考慮して適正規模の確保に努めてまいります。

(Q) 小規模校にも良さがあるのではないか

(A) 小規模校では、子どもたち一人ひとりに目が届くとともに、子どもたち同士の絆が深まりやすいなどのメリット（良い面）はありますが、「クラス替えができず、人間関係が固定化する」「部活動の種類が限定される」「運動会や音楽会など集団活動・行事の実施に制約が生じる」などの課題があると考えています。

(Q) 今回のモデル地区における小中一貫校の規模はどのくらいか

(A) 今回のモデル地区における小中一貫校の規模は、各学年 3 クラス程度を想定しており、子どもたちがいきいきと活動するとともに、教員がきめ細かい指導を実践するためには、最適な規模であると考えています。現在の小規模校のメリットを継承しながら、小中一貫校を運営していきたいと考えています。

(Q) この計画のこれまでの経緯を教えてください

(A) 適正規模・適正配置は、本市の教育行政において、長年の課題となってきました。児童生徒数がさらに減少する中、平成 26 年には瀬戸市小中学校 PTA 連絡協議会から、適正配置及び隣接学校選択制に関する要望書をいただき、また、市民からも同様の意見が多数あったことなどから、第 2 次瀬戸市教育アクションプランにおいて、適正規模・適正配置を基本施策の一つとして明確に位置づけ、本格的な取り組みを始めたものです。

2 小中一貫教育

(Q) 小中一貫教育とはどんな制度か

(A) 本市の小中一貫教育は、地域の力を基盤とし、9年間を見通して子どもを育てるものであり、これまで取り組んできた小中連携の考え方をさらに発展させるものです。今後は、市内すべての中学校区において、小中学校の9年間の義務教育を連続性・系統性のある取り組みとして指導していきます。

(Q) 本市が目指す小中一貫教育とは何か

(A) 本市で学ぶ子どもたちには、「自ら考え、学び、生き抜く力」を身につけてもらいたいと考えています。そのためには、連続性・系統性をもたせながら、地域の方々とともに義務教育の9年間の成長を多くの大人が見守り、支え合う教育環境づくりが必要であると考えています。

(Q) これまでの小学校、中学校の課題は何か

(A) これまでの義務教育においては、小中学校の教員間において、指導内容や指導方法の違い、児童生徒を理解するための情報交換や共通理解の不足など、小学校と中学校の間で指導が途切れることが課題となっています。

(Q) 小中一貫教育は、具体的に何をするのか

(A) 小中学校の9年間を一貫した教育方針のもと指導していくこととなります。例えば、小学校高学年から専門性の高い教科について、一部教科担任制を取り入れることをはじめ、小中学校の教員が一緒になり、チーム・ティーチングによる授業を行うなど、小学生から中学生への緩やかなステップアップとなるよう取り組みます。

また、児童生徒が交流することで、小学生が中学生への憧れをもつとともに、中学生には自覚や自尊感情が生まれることが期待できます。

(Q) 小中一貫教育のカリキュラムや教育方針はどのようになるのか（新規）

(A) 義務教育9年間を見通した学習指導を行うために、各教科・領域において連続性・系統性・横断性に配慮した教育課程を作成します。その中で、主体的・対話的で深い学びができる教育活動を展開します。

(Q) 小学6年生は、今まで最高学年としてリーダーシップを発揮できたが

(A) リーダーシップの育成には、学年の区分を生かして行事や取り組みを考え、それぞれの段階においてリーダー体験を積み重ねることができるよう工夫していきます。

(Q) 中学校入学は、心機一転の機会と考えるがどうか

(A) 本市が推進する小中一貫教育において、節目としての中学校入学は大切な時期だと認識しています。子どもたちにとって、必要なステップアップの機会を残しながら、少しでも緩やかにしようとするものです。

3 教育の質の向上

(Q) まずは、教育の質を向上させることが優先ではないのか（新規）

(A) 義務教育 9 年間を見通した連続性・系統性・横断性に配慮した教育課程の展開が、教育の質の向上につながると考えています。また、小中学校の教員による相互の授業参観や合同研修会を通して、互いの指導内容や指導方法などに関する理解を深めることで、教員の指導力を高め、さらなる教育の質の向上を目指します。

4 小中一貫校

(Q) 小中一貫校のメリット（良い面）・デメリット（良くない面）は何か

(A) 小中一貫校のメリットとしては、9 年間を見通した目標と一貫した教育課程のもと、小学校から中学校への円滑な接続と児童生徒の異学年交流などにより、いじめ・不登校の減少や、教員同士の連携による教員の資質向上が図られます。

また、デメリットとしては、小学校 5、6 年生のリーダー機会の減少、通学距離の拡大、転校生への対応等が挙げられ、その解消に向けた取り組みを行います。

(Q) 小中一貫校では、どのような教育に取り組むのか

(A) 小中一貫校では、義務教育 9 年間を見通した教育課程を編成し、指導内容や指導体制などの工夫により、小中学校の円滑な接続を図ります。また、子どもたち同士の交流や教職員などの連携や協働に重点を置きながら、グローバルな人材を育成するとともに、郷土学習、キャリア教育、環境教育など、地域と学校が協働した取り組みを推進していきます。

子どもたちの未来のために、瀬戸らしい教育を創造し、魅力ある学校づくりに取り組みます。

(Q) モデル地区での開校時期はいつか

(A) 本年度に実施する基本設計・実施設計を経て、来年度から建築工事を行い、平成 32 年（2020 年）春の開校を目指して準備を進めてまいります。

(Q) 小中一貫校の開校までの子どもへの対応は考えているか

(A) やりたい部活動ができないといった現状があるため、本年度から本山中学校と祖東中学校が合同で部活動を行います。また、モデル地区の小中学校においては、開校時に初めて顔を合わせるのではなく、事前交流を様々な形で行っていきたいと考えております。

(Q) 統合前の合同行事などは実施されるのか（新規）

(A) モデル地区の小中学校においては、各学校における現在の教育活動を大切にしながら、合同行事を行っていく予定です。例えば、小学校では合同での遠足や校外学習、合同授業などを想定しています。また、中学校では、開校時に一緒に学校生活を送ることになる生徒が、不安なく過ごせるよう、徐々に合同行事や合同部活動などを行っていく予定です。

(Q) 部活動はどのようになるのか（新規）

(A) 本山中学校と祖東中学校にある部活動が継続実施できるよう、本年度の1年生から合同部活動を実施します。在籍する中学校にはない部活動に参加したい場合、週3日程度タクシーなどで生徒を送迎し、活動できるよう配慮します。

(Q) モアスクールは設置されるのか（新規）

(A) 放課後の子どもたちの居場所づくりについては、保護者のニーズを鑑みれば、新しい学校においても必要な機能であると考えており、モアスクールの設置を予定しています。

(Q) 特別支援教育に対する考え方を教えてほしい（新規）

(A) 現在、モデル地区の小中学校において行われている特別支援教育の内容を継承するとともに、小中一貫校ならではの継続した支援が行われるようにしていきます。特別支援学級においては、小中学校が同じ敷地内にあることで、小学校・中学校間の頻繁な交流が可能になり、9年間を見通した支援や指導が可能になります。また、通常学級の児童生徒や地域の方々との交流を深め、社会性を身につけられるようにしていきたいと考えています。



(Q) 校名や校歌などはいつ頃、どのようにして決まるのか(新規)

(A) 校名や校歌などについては、なるべく早い段階に決め、小中一貫校の開校に向けた様々な準備を進めるとともに、子どもたちや地域の方々の機運の醸成に繋げていきたいと考えています。また、校名などについては公募するなど、それらを決める際、多くの子どもたちをはじめ、保護者や地域の方々が関われるよう配慮したいと考えています。

(Q) 小学生と中学生では体格の差が大きく危険ではないか

(A) 小学生と中学生の体格の差については、運動スペースを分けることや、プールの水深などに充分配慮する必要があります。逆に、中学生が小学校低学年に配慮する姿が見られるようになる面が期待できます。

(Q) 小中一貫校の施設整備をどう進めるのか

(A) 昨年度、建築や教育の学識経験者をはじめ、瀬戸市小中学校 PTA 連絡協議会会長・母親代表、自治会長、公民館協議会会長・副会長、校長、教育委員などによる「瀬戸市小中一貫校施設整備委員会」において、モデル地区における小中一貫教育に適した学校施設設備の目指す姿などについて、協議を重ね、提言書をまとめました。市及び市教育委員会では、その提言を受け、「瀬戸市小中一貫校施設整備基本構想」を策定しました。本年度は、設計業務を行い、来年度から建築工事などが始まる予定です。

(Q) 市内の他の小規模校も統合するのか

(A) 本市の教育アクションプランでは、「地域とともにある学校づくり」を大きな柱の一つとしており、単に人数が少ないからといった理由で学校を統合することは考えておりません。適正配置については、地域の実情などを充分踏まえ、かつ、こういった教育効果が得られるかも踏まえながら、検討していきたいと考えております。

(Q) 今後の少子化により、児童生徒数が減少しないか心配

(A) 今後さらなる少子化の進行により、児童生徒数が減少することも考えられますが、まちの魅力を発信して、若い世代が住みたくなるまち「せと」を目指してまいります。



5 立地

(Q) どうして小中一貫校を東公園に新設するのか

(A) 新設校をどこにするかは、数か所の候補地を比較検討する中で、モデル地区のほぼ中央に位置し、誰もが通いやすく、また、子どもたちの教育環境を充実することができる場所として、東公園の敷地を活用することが最善と考えました。

(Q) 本山中・道泉小の場所で実現すれば良いのではないのか

(A) 現在の本山中・道泉小での場所についても検討したものの、立地的にも偏りが大きく、また、本山中が借地であることから、困難であると判断しました。また、子どもたちの教育環境として、適正規模を確保すべきであり、小中一貫校を2校にすることは考えていません。

(Q) 東公園と聞いているが、具体的にどこにできるのか

(A) 現時点では、東公園内の野球場、テニスコート、多目的広場を活用し、祖東中学校の敷地も含めて、小中一貫校を建設したいと考えています。

6 通学（スクールバス）

(Q) 新しい学校への通学路の安全確保はどうなるのか

(A) 通学路や通学時の安全確保は、最優先課題であると考えています。通学路の危険箇所などを把握し、出来る限り安全対策を講じます。

(Q) 徒歩通学が困難となる児童生徒の通学はどうなるのか

(A) 通学については、基本的には徒歩通学となりますが、自宅から学校までの距離をはじめ、坂道などの地理的条件を勘案しながら、スクールバスの運行についても検討していきたいと考えています。なるべく早い時期に、具体的な案をお示しし、保護者や地域のみなさまとの協議を重ねていきたいと考えています。

(Q) バス通学に対する考え方を示してほしい（新規）

(A) 通学時の子どもたちの安全確保の観点から、スクールバスを運行させる予定です。対象としては、新しい学校から直線で1.5 kmを越える地域とし、町内単位で判断したいと考えていますが、各地域の事情も鑑み、保護者のみなさまとの協議を重ねながら、決めていくこととなります。今後、具体的な運行ルートや乗降時間などの運行計画について、子どもたちの安全確保を最優先に考えながら、保護者のみなさまと協議を重ねてまいります。

7 子どもたちや保護者への配慮

(Q) 今、学校に通っている子どもたちの意見を聞いてほしい

(A) 今後、子どもたちの意見を聞く機会なども設け、新しい学校づくりの参考にするとともに、統合前の子どもたちに対する配慮や、適切な教育環境の整備などに努めていきたいと考えています。

(Q) 将来、小中一貫校に通学する未就学児の保護者の意見を聞いてほしい

(A) 昨年度、モデル地区にお住まいの未就学児の保護者に向けた意見交換会やアンケート調査などを行いました。今後も、引き続き、様々な方々のご意見をお聞きする中で、より良い学校づくりに生かしていきたいと考えています。

(Q) 先行統合などはあるのか（新規）

(A) 小学校・中学校とも先行統合する予定はありません。

8 地域とともにある学校づくり

(Q) 地域と学校の連携はどうなるのか

(A) 今回の適正配置で地域に学校がなくなるからといって、地域と学校の連携や協働が弱まることであってはならず、逆に、地域範囲が広がることにより、子どもたちがそれぞれの地域に根づいた多様な文化に触れ、より一層の連携や協働が期待できると考えています。そのためには、今後とも地域とともに学校運営を行っていく必要があると考えています。

(Q) 適正規模適正配置により、地域との関わりが少なくなるのでは

(A) 新しく開校する小中一貫校では、様々な地域の力を生かした教育活動に取り組んでいきます。また、学校跡地においても、放課後や休日を活用した子どもたちと地域が関わり合う方策などについて、地域の方々とともに検討していきたいと考えています。

(Q) 適正規模適正配置は、まちづくりと連動させなければならない

(A) 第 6 次瀬戸市総合計画との整合性はもちろんのこと、本市の都市計画やまちづくりとの関わりは密接であると考えています。今後は、魅力ある学校づくりを推進するとともに、市全体の共通課題として、本市のまちづくりを推進していきたいと考えています。

(Q) これまでの地域の取り組みや地域文化を継承する必要がある(新規)

(A) これまでも、対象校では地域の方々と関わり、それぞれの地域文化や歴史などの生かした学習活動などを行ってきました。引き続き、新しい小中一貫校においても、郷土学習や地域文化を継承する行事などを行っていきたいと考えています。

9 安心して安全な学校づくり

(Q) 学校は、安心して安全な教育環境でなければならない(新規)

(A) 新しい小中一貫校は、災害に強く、子どもたちや地域の方々にとって安全な施設であることはもちろんのこと、不審者や迷惑行為などに対する防犯対策などにも努め、安心して安全な教育環境を整備します。

10 隣接学校選択制度

(Q) 隣接学校選択制度は、具体的にどうなるのか(新規)

(A) 隣接学校選択制度は平成 31 年度末をもって廃止とし、平成 32 年度からは、制度開始前からあった優先地域の設定による新たな制度の創設を検討します。また、制度廃止後も、隣接学校選択制度により校区外の小学校に在籍している児童が、中学校に進学する時や、きょうだい隣接学校選択制度を利用して校区外の学校に在籍している新入学生については、経過措置として引き続き、学校の選択を可能とします。

(Q) 隣接学校選択制によって地域と学区が異なることが問題ではないか

(A) 隣接学校選択制は、教育環境の選択を通じて、学校の活性化や地域と学校の連携強化を目指した制度です。しかし、平成 18 年度の導入から 10 年が経過した現在、小規模校から周辺の中規模以上の学校を選択する傾向が強くなり、児童生徒数の学校間格差が拡大するなど、当初の目的とは異なる状況が生じています。新たな制度の創設にあたっては、保護者をはじめ、地域の方々や学校関係者などの意見を伺いながら、検討を進めていきたいと考えています。



11 学校跡地利用

(Q) 小学校の跡地はどう活用するのか

(A) 小学校統合後の跡地につきましては、今後、地域のみなさまのご意見を伺いながら、どのように活用していくか検討していきます。例えば、放課後の子どもたちの居場所や学習、体験活動の場などが考えられます。また、災害時の避難所や生涯スポーツの場としての機能も考慮して検討していきます。

(Q) 学校跡地にモアスクールは設置されるのか（新規）

(A) 放課後の子どもたちの居場所づくりについては、保護者のニーズを鑑みれば、学校跡地においても必要な機能であると考えていますが、各地区により状況も異なるため、今後、PTA や地区のみなさまと協議しながら、モアスクールの設置について検討していきたいと考えています。

(Q) 小学校の跡地は老朽化して使えないのでは

(A) 学校統合後の跡地については、建物は耐震補強がされており、安全であると考えています。また、必要な改修を実施することで長寿命化を図っていききたいと考えています。

12 情報公開

(Q) この計画に関する資料などについての詳しい情報を教えてほしい

(A) この計画に関する資料などについては、順次、市ホームページや広報などで公開し、情報をお知らせしていきたいと考えています。

(Q) 小中一貫校施設整備委員会やアンケート調査結果などを知りたい（新規）

(A) 瀬戸市小中一貫校施設整備委員会やアンケート調査結果など、小中一貫校に係る様々な取り組み状況や情報などについては、随時、市ホームページでお知らせしています。また、「広報せと」なども活用しながら、市民のみなさまに周知を図っていききたいと考えています。



13 今後の進め方

(Q) 今後、PTA や地域住民との合意形成はどのように行われるのか

(A) 各地区において、自治会・PTA・公民館関係者などによる自主的なまちづくり検討組織（地区協議会）が順次、設置されつつあり、新たに開校する小中一貫校に関することをはじめ、学校跡地の活用に関することなどについても議論を重ねているところです。こうした場において、教育をはじめ、子育て、まちづくり、市民協働、防災など、様々な観点から、協議することにより、市民のみなさまのご理解を深めていただきたいと考えています。

(Q) 反対意見などについて、どのように対処していくのか（新規）

(A) モデル地区における小中一貫校の開校に反対している方々に対しても、今後も引き続き、“子どもたちの教育環境の整備”を一義的なテーマとし、対話を重ね、様々な情報を共有することにより、ご理解いただけるよう取り組んでいきたいと考えています。

(Q) 開校までにスケジュールはどのようになっているのか（新規）

(A) 本年度（平成 29 年度）は、新しい学校施設の設計業務を行います。その後、平成 30 年度及び 31 年度に、学校施設の建築工事などを行い、平成 32 年 4 月の開校を目指します。



「第 2 次瀬戸市教育アクションプラン（瀬戸市教育振興基本計画）」

瀬戸のすべての子どもたちが「瀬戸で学んでよかった」
瀬戸のすべての親たちが「我が子を瀬戸で育ててよかった」
瀬戸のすべての市民が「瀬戸で生きてよかった」

今後も、三つの基本理念の実現を目指し、「自ら考え、学び、生き抜く力」を育み、子どもたちにとって、より良い教育環境づくりを推進していきます。